

2020年3月19日

2020年 新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置について

東京ガス株式会社
広 報 部

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

3月14日に、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正案が施行されたことに伴い、東京ガス株式会社は、経済産業省よりガスならびに電気料金に関する特別措置について要請を受けました。これを受け、当社は、生活に影響を受けているお客さま等からお申し出を受けた場合に、下記のとおり、ガスならびに電気料金の特別措置を講ずることといたします。

なお、当社は、ガスならびに電気料金の特別措置にあたり、本日、経済産業大臣に「指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、同日、認可を受けました。

記

1. 適用対象

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金^{*1}の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガスまたは電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま、および休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼者

※1 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

2. 特別措置の内容

(1) お客さまへの対応

- ①ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）
2月^{*2}、3月、4月検針分のガス料金の支払期限^{*3}を1か月間延長いたします。
- ②電気料金
2月^{*2}、3月、4月検針分の電気料金の支払期限^{*4}を1か月間延長いたします。

(2) 託送供給依頼者への対応

生活に影響を受けているお客さまにかかる2月^{*2}、3月、4月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月間延長いたします。

※2 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（3月25日）以降のものに限ります。

※3 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

※4 電気を単独でご使用のお客さまは、請求日から起算して30日目。なお、支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

3. 特別措置の申込方法

(1) お客さま向け

特別措置の適用のご相談、お申込みについては、当社お客さまセンターまでご連絡ください。

■東京ガスお客さまセンター（総合）

【電 話】 0570-002211（ナビダイヤル）
03-3344-9100（IP電話・海外からのご利用など）

【受付時間】 月曜日～土曜日 9:00～19:00
日曜日・祝日 9:00～17:00

(2) 託送供給依頼者向け

特別措置の適用のご相談、お申込みについては、当社託送受付センターまでご連絡ください。

■託送受付センター

【電 話】 03-3344-9521 (直通)

【受付時間】 当社営業日の 9:00~17:00 (土日、祝日を除く)